

直鞍次世代産業研究会 慶弔事対応規程

1. 目的

直鞍次世代産業研究会の慶弔事の対応を定める。

2. 対象

この規程は、直鞍次世代産業研究会正会員・賛助会員を対象とする。

3. 内容

- 1)直鞍次世代産業研究会正会員及び賛助会員の慶弔事項発生時は、下記の内容で行う。
- 2)慶弔電・生花・祝儀・不祝儀・お供え等は会長名とする。
- 3)会長が必要と認めた場合は、下記の何れかに準じた対応をする。

	項 目	祝金／ 見舞金	その他	備 考
1	会員本人が結婚 会員の子	3万円	祝電	1.再婚は半額 2.賛助会員は祝電のみ 3.子は祝電のみ
2	会員企業の周年記念 ・総会	---	祝電	
3	会員本人が死亡	3万円 1万円	弔電及び生花一对 初盆お供え	1.賛助会員は、弔電のみ
4	会員父母、配偶者及 び子が死亡	1万円 1万円	弔電及び生花一对 初盆お供え	1.賛助会員は、弔電のみ

4. 施行

この規程は、2012年9月19日に制定・発行する。

この規程は、2018年1月11日に一部改正・発行する。